

北海道における米輸出の状況

北海道農政事務所

生産支援課

令和 8 年 2 月

1 北海道における「新市場開拓用米」の作付状況等

- 需要に応じた生産を推進する中で、国内人口の減少を背景に「新市場開拓用米」に存在感。
- 北海道における「新市場開拓用米」の作付面積は、直近（令和7年産）で約2千ha。
- 全国に対する北海道のシェアは、令和3年産の15.8%から令和7年産では23.5%まで拡大。

○水稲の作付状況及び全国に対するシェア（北海道）

単位：ha

	主食用米		新市場開拓用米		加工用米		米粉用米		飼料用米		WCS		備蓄米	
		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア
3年産	88,400	6.8%	1,066	15.8%	6,178	13.0%	72	0.9%	6,513	5.6%	620	1.4%	387	1.1%
↓	▲5,900		+293		+626		+20		+581		+280		+2,320	
4年産	82,500	6.6%	1,359	18.8%	6,804	13.7%	92	1.1%	7,094	5.0%	900	1.9%	2,707	7.5%
↓	▲300		+615		+116		+51		▲306		+694		▲618	
5年産	82,200	6.6%	1,974	21.7%	6,920	14.2%	143	1.9%	6,788	5.1%	1,594	3.0%	2,089	6.0%
↓	+1,500		+541		▲120		+10		▲1,485		+890		▲275	
6年産	83,700	6.6%	2,515	22.4%	6,800	13.5%	153	2.4%	5,303	5.4%	2,484	4.4%	1,814	6.0%
↓	+6,700		▲400		+1,303		▲60		▲2,999		+558		▲1,814	
7年産	90,400	6.6%	2,114	23.5%	8,103	18.3%	93	2.6%	2,305	5.0%	3,042	6.2%		

2 地域協議会の新市場開拓米の作付動向

単位：ha
















地域農業 再生協議会	新市場開拓用米（輸出用米等）			地域農業 再生協議会	新市場開拓用米（輸出用米等）			地域農業 再生協議会	新市場開拓用米（輸出用米等）		
	R6	R7	R7-R6		R6	R7	R7-R6		R6	R7	R7-R6
札幌市	-	-	-	浦臼町	6	11	5	木古内町	-	-	-
江別市	2	1	-1	新十津川町	-	-	-	七飯町	24	-	-24
千歳市	-	-	-	妹背牛町	30	13	-17	森町	26	6	-21
恵庭市	-	-	-	秩父別町	3	-	-3	八雲町	-	-	-
北広島市	-	-	-	雨竜町	176	127	-49	江差町	3	-	-3
石狩市	15	12	-3	北竜町	78	23	-56	上ノ国町	-	-	-
当別町	21	25	4	沼田町	-	-	-	厚沢部町	12	-	-12
新篠津村	102	127	24	旭川市	123	118	-5	乙部町	-	-	-
小樽市	-	-	-	名寄	-	-	-	せたな町	191	195	4
仁木町	-	-	-	士別市	-	-	-	奥尻町	-	-	-
赤井川	-	-	-	富良野市	-	-	-	今金町	54	0	-54
島牧村	-	-	-	鷹栖町	69	78	9	北見市	-	-	-
寿都町	-	-	-	東神楽町	1	1	-0	美幌町	-	-	-
黒松内町	-	-	-	当麻町	18	14	-4	津別町	-	-	-
蘭越町	54	49	-6	比布町	173	171	-2	訓子府町	-	-	-
二セコ町	11	11	0	愛別町	-	-	-	大空町	-	-	-
真狩村	-	-	-	上川町	-	-	-	室蘭市	-	-	-
留寿都村	-	-	-	東川町	142	167	25	伊達市	-	-	-
喜茂別町	-	-	-	美瑛町	-	-	-	豊浦町	-	-	-
京極町	-	-	-	上富良野町	2	1	-1	壮瞥町	-	-	-
倶知安町	12	11	-1	中富良野町	-	-	-	厚真町	79	71	-8
共和町	-	-	-	南富良野町	-	-	-	洞爺湖町	-	-	-
岩内町	-	-	-	占冠村	-	-	-	安平町	-	-	-
古平町	-	-	-	和寒町	-	-	-	むかわ町鶴川	64	54	-10
余市町	-	-	-	剣淵町	-	-	-	むかわ町穂別	20	26	6
夕張市	-	-	-	下川町	-	-	-	日高町	-	-	-
JAいづみざわ	277	347	70	美深町	-	-	-	日高町門別	-	-	-
美唄市農協	12	36	24	幌加内町	-	-	-	平取町	-	-	-
峰延農協	36	52	16	留萌市	-	-	-	新冠町	-	-	-
南幌町	3	-	-3	増毛町	-	-	-	浦河町	-	-	-
由仁町	9	6	-4	小平町	-	-	-	様似町	-	-	-
長沼町	36	1	-35	苫前町	-	-	-	静内	-	-	-
栗山町	8	7	-1	羽幌町	-	-	-	三石	-	-	-
月形町	5	6	0	初山別村	-	-	-	音更町	-	-	-
芦別市	215	182	-32	遠別町	-	-	-	本別町	-	-	-
赤平市	-	-	-	函館市	1	-	-1	幕別町	-	-	-
滝川市	64	62	-2	北斗市	110	34	-76	池田町	-	-	-
砂川市	-	-	-	松前町	-	-	-				
深川市	212	63	-149	福島町	-	-	-				
奈井江町	-	-	-	知内町	9	5	-4				

3 北海道稲作農業の優位性

優位性	優位性	主なデータ	データ出典												
農地の大規模化・集約が全国で突出	<p>【大規模化】 1 経営体当たり田の経営耕地面積は府県の6倍</p> <p>【農地集積】 都府県が都市的地域で集積に苦戦する中、北海道は唯一90%超</p>	<p>【経営耕地面積】 1位 北海道 15.2ha 参考 都府県 2.5ha</p> <p>【担い手への集積率】 1位 北海道 92.5% 参考 全国 61.5%</p>	<p>2025農林業センサス 「経営耕地の状況」</p> <p>「担い手への農地集積の状況」（経営局）</p>												
優良品種を軸に品質が高い	<p>「ゆめぴりか」14年連続 「ななつぼし」15年連続 食味ランキングで特Aを獲得</p>	<p>都府県において15年連続の特A獲得は佐賀県の「さがびより」のみ</p>	<p>日本穀物検定協会 「米の食味ランキング」</p>												
生産コストが低く抑えられている	<p>直まき労働時間は都府県の3倍、航空防除賃は都府県の2倍と導入が進む。結果、労働費は府県の7割まで削減</p>	<p>生産費（R5年産、10a当たり） 北海道：98,476円/10a 都府県：115,940円/10a</p>	<p>「米の生産費統計」 ※左記生産費は、支払地代・自作地地代等除く</p>												
農産物検査1等米比率が高く品質が安定	<p>一等米比率は、平成16年産以降、常に全国平均を上回る。 令和5年の高温年も、全国が60.9%と苦戦する中、北海道は87%を確保</p>	<p>直近3か年の1等米比率</p> <table border="1" data-bbox="996 896 1452 1003"> <tr> <td></td> <td>R7</td> <td>R6</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>90.7%</td> <td>91.2%</td> <td>87.4%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>75.5%</td> <td>76.3%</td> <td>60.9%</td> </tr> </table>		R7	R6	R5	北海道	90.7%	91.2%	87.4%	全国	75.5%	76.3%	60.9%	<p>「農産物検査結果」 ※R7年産は、R7年12月末時点の速報値</p>
	R7	R6	R5												
北海道	90.7%	91.2%	87.4%												
全国	75.5%	76.3%	60.9%												
農業者の年齢が都府県より明確に若い	<p>労働力の更新性が高く、スマート農業適応力・担い手確保の点で優位性</p>	<p>【基幹的農業従事者の平均年齢】 北海道：58.8歳、都府県：68.1歳</p> <p>【青色申告を行っている経営体の比率】 北海道：87%、都府県43%</p> <p>【データを活用した農業を行っている経営体の比率】 北海道：71%、都府県39%</p>	<p>2025農林業センサス 「年齢階層別基幹的農業従事者数」「青色申告を行っている経営体数」「データを活用した農業を行っている経営体数」</p>												

参考：フラッグシップ輸出産地等について

(参考1) フラッグシップ輸出産地について

<p>フラッグシップ輸出産地とは？</p>	<p>海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定します。</p>																				
<p>目的・概要</p>	<p>「フラッグシップ輸出産地」として認定された産地は、これから輸出に取り組む産地の手本として、その取組を横展開することで、輸出産地の形成を促進します。また、認定された「フラッグシップ輸出産地」に対しては、その更なる拡大・発展を後押しする支援を行います。</p>																				
<p>産地選定基準 (裏面参照)</p>	<p>次に掲げる要件（１）～（３）のすべてを満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> （１）輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出を行っていること （２）一定の量又は金額の輸出実績があること （３）サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出を行っていること 																				
<p>産地認定のメリット</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">農林水産省</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">GFPによる支援（主な例）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助事業の優先採択等</td> <td style="text-align: center;">認定証授与</td> <td style="text-align: center;">トッランナー会合の開催</td> <td style="text-align: center;">認定産地の情報発信</td> <td style="text-align: center;">海外バイヤーとのマッチング</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認定産地に対し、各種支援措置の優先的な実施</td> <td style="text-align: center;">認定産地に対し、大臣認定証を授与</td> <td style="text-align: center;">認定産地を集めた交流会の開催</td> <td style="text-align: center;">GFPウェブサイト等を通じた国内外への情報発信</td> <td style="text-align: center;">海外バイヤー招へい産地ツアー・商談会の実施</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※この他にもさまざまな支援策があります。</p>	農林水産省		GFPによる支援（主な例）			補助事業の優先採択等	認定証授与	トッランナー会合の開催	認定産地の情報発信	海外バイヤーとのマッチング						認定産地に対し、各種支援措置の優先的な実施	認定産地に対し、大臣認定証を授与	認定産地を集めた交流会の開催	GFPウェブサイト等を通じた国内外への情報発信	海外バイヤー招へい産地ツアー・商談会の実施
農林水産省		GFPによる支援（主な例）																			
補助事業の優先採択等	認定証授与	トッランナー会合の開催	認定産地の情報発信	海外バイヤーとのマッチング																	
																					
認定産地に対し、各種支援措置の優先的な実施	認定産地に対し、大臣認定証を授与	認定産地を集めた交流会の開催	GFPウェブサイト等を通じた国内外への情報発信	海外バイヤー招へい産地ツアー・商談会の実施																	

(参考2) フラッグシップ輸出産地（農林水産物）の選定基準

要件	詳細		
<p>①輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象とする輸出先国・地域の規制^{※1}・ニーズ等^{※2}に対応した輸出向け生産・流通に取り組んでいること <p>※1:輸出先国が求める動植物検疫の規制や残留農薬基準値、衛生管理への対応等 ※2:有機栽培やGAP等の認証や相手先国パイヤーの要望に応じた品種の輸出、鮮度保持技術の導入等</p>		
<p>②一定の量又は金額の輸出実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下に示す一定量又は金額の輸出実績があること <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>青果物（きのこ類・山菜類を含む） : 直近1年間の輸出額が3,000万円以上</p> <p>米 : <u>直近1年間の輸出量が1,000t以上</u></p> <p>茶 : 直近1年間の輸出額が10,000万円以上</p> <p>花き : 直近1年間の輸出額が2,000万円以上</p> <p>牛肉 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上</p> <p>豚肉 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>鶏肉 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）^{※3}</p> <p>鶏卵 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上^{※3}</p> <p>牛乳乳製品 : 直近1年間の輸出量が100t以上</p> <p>製材 : 直近1年間の輸出額が5,000万円以上</p> <p>水産物 : 直近1年間の輸出額が10,000万円以上</p> </td> </tr> </table> <p>※3:シンガポール・EU向けについてはより高度な基準を満たす必要があるため、実際の輸出量に10を乗じた数量を上記の選定基準と比較するものとする</p>	<p>青果物（きのこ類・山菜類を含む） : 直近1年間の輸出額が3,000万円以上</p> <p>米 : <u>直近1年間の輸出量が1,000t以上</u></p> <p>茶 : 直近1年間の輸出額が10,000万円以上</p> <p>花き : 直近1年間の輸出額が2,000万円以上</p> <p>牛肉 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上</p> <p>豚肉 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上</p>	<p>鶏肉 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）^{※3}</p> <p>鶏卵 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上^{※3}</p> <p>牛乳乳製品 : 直近1年間の輸出量が100t以上</p> <p>製材 : 直近1年間の輸出額が5,000万円以上</p> <p>水産物 : 直近1年間の輸出額が10,000万円以上</p>
<p>青果物（きのこ類・山菜類を含む） : 直近1年間の輸出額が3,000万円以上</p> <p>米 : <u>直近1年間の輸出量が1,000t以上</u></p> <p>茶 : 直近1年間の輸出額が10,000万円以上</p> <p>花き : 直近1年間の輸出額が2,000万円以上</p> <p>牛肉 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上</p> <p>豚肉 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が10t以上</p>	<p>鶏肉 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）^{※3}</p> <p>鶏卵 : 直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上^{※3}</p> <p>牛乳乳製品 : 直近1年間の輸出量が100t以上</p> <p>製材 : 直近1年間の輸出額が5,000万円以上</p> <p>水産物 : 直近1年間の輸出額が10,000万円以上</p>		
<p>③サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2年以上継続的に輸出に取り組んでいること 上記期間中いずれかの年に2か国（地域）以上に輸出を行っていること 		

※ 応募要件の詳細は、フラッグシップ輸出産地選定実施要領をご確認ください。

(参考3) 北海道のフラッグシップ輸出産地

分類	品目	産地名
畜産物	牛肉	ホクレン食肉輸出コンソーシアム
	豚肉	ホクレン食肉輸出コンソーシアム
	牛乳乳製品	北海道乳業(株)輸出促進協議会
	牛乳乳製品	雪印メグミルクコンソーシアム
	牛乳乳製品	よつ葉輸出促進協議会
青果物	玉ねぎ	ホクレン農業協同組合連合会
米	—	ホクレン農業協同組合連合会
	—	芦別RICE北海道米輸出拡大推進協議会
	—	松原米穀契約生産者組合

令和7年12月時点



昨年度のフラッグシップ輸出産地認定証授与式の様子

(参考4) 北海道農政事務所における輸出促進の取組 (GFP北海道の取組)

- 北海道農政事務所では、北海道に密着した支援体制として令和4年11月に「GFP北海道」を発足。「GFP北海道」の取組を通じて、北海道内の農林水産事業者・食品事業者等、これから輸出に取り組もうとする初心者から経験者まできめ細かくサポート。



令和7年度の取組

➤ 輸出セミナー&商談会、産地視察ツアー

地方自治体や商工会等の経済団体と連携し、地域にあった品目を中心とした輸出セミナー&商談会、バイヤー向けの産地視察ツアーを道内3地域（札幌、旭川、釧路）で開催。特に釧路はGFP北海道として初となる開催。



セミナーの様子
(令和7年8月27日、札幌)



産地視察ツアーの様子
(令和7年9月10日、旭川)

➤ 道産品ニーズ調査

外国人を対象とした試飲・試食会による道産品ニーズ調査を実施し、道内から8事業者（12品目）が参加。様々な国・地域からの来場者へ味やパッケージ等に関するアンケートを実施し、輸出に取り組む事業者・生産者にとって今後の輸出戦略の参考となる情報を収集。

➤ 伴走支援

輸出事業者の課題に応じて必要な輸出専門人材の手配・調整を行うことのできる体制を構築・稼働。

- ✓ 輸出産地サポーターによるフォローアップ
- ✓ プロフェッショナル人材戦略拠点との連携等

(参考5) 北海道農政事務所における輸出促進の取組 (輸出の基礎の基礎)

- 北海道農政事務所旭川地域拠点は、令和7年11月27日に「輸出促進セミナー～初めての輸出に向けた基礎の基礎～」をオンラインで開催しました。
農林水産物・食品の輸出全般に関する内容ですが、録画した動画を公開していますので、これから輸出を始めようという方は、ぜひご覧ください。



「輸出促進セミナー (初めての輸出に向けた基礎の基礎)」
講演者：北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課
(輸出産地サポーター) 事業戦略専門官 菅野謙輔

<内容>

- (ア)日本からの食品の輸出の現状について
- (イ)初めての輸出に向けた基礎の基礎
- (ウ)農林水産物・食品の輸出に関するアジアの国・地域の分布



【地方参事官挨拶】



【講師挨拶】



【講演の様子】



【質疑応答の様子】

北海道農政事務所旭川 輸出 動画 検索

